

年 月 日 /

学校 年 組 番 なまえ

2024年12月22日(共同通信社配信)

クマ緊急銃猟、自治体判断

法改正案 住民に避難指示も

クマによる人的被害多発を受け、市街地での銃猟を拡大する鳥獣保護管理法改正案の内容が21日、分かった。人の日常生活圏に侵入したり、侵入の恐れが大きかったりするなどの要件を満たせば「緊急銃猟」として、自治体の判断によるハンターの発砲を容認。イノシシも対象に想定する。住民の安全確保のため通行制限や避難指示を可能にする。人に危険が迫ってから応急措置で警察が発砲を判断する従来の仕組みに比べ予防的に迅速な銃猟ができるとしている。

建物に損害が出ても自治体が補償する規定も新設。ハンターが安心して活動できる環境を整える。次期通常国会に提出し、来年中の施行を目指す。市町村長が判断と責任を担うため、国は発砲に関するマニュアル

適用主体	市町村長
対象	危険鳥獣(クマ、イノシシを想定)
実施者	委託されたハンターら
要件	・人の日常生活圏や乗り物に侵入したが、侵入の恐れが大きい ・人への危害防止が緊急に必要 ・銃器以外では的確、迅速な捕獲が困難 ・人に弾が当たる恐れがない

「緊急銃猟」の対象や要件

を作成する予定だが、きめ細かい支援が課題となる。現行の鳥獣保護管理法は住宅が集まる地域や広場、駅などでの銃猟を原則禁止。警察官職務執行法に基

鳥獣保護管理法改正案のポイント

- 人の日常生活圏に現れ、危害を及ぼす恐れの大い鳥獣を「危険鳥獣」と定義。ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを想定
- 人への危害防止が緊急に必要などの要件を満たせば、市町村長主導で「緊急銃猟」を実施
- 市町村長は安全確保で通行制限や避難指示を行える
- 緊急銃猟で損害が出た場合、市町村長が損失を補償
- 市町村長は都道府県知事に応援を要請できる



クマやイノシシの被害 日本に生息するクマは北海道のヒグマ、本州・四国のツキノワグマで、住宅街で餌を探す「アーバンベア」も増えている。クマによる昨年度の人的被害は219人、うち死者6人。本年度は11月末時点で死者3人を含め81人。イノシシの被害は2022年度に最多の85

人を記録、過去には死亡事例もある。野生鳥獣を捕まえるには免許を持つ人の狩猟、許可を得た上での捕獲がある。散弾銃などを使う銃猟は、鳥獣保護管理法が定める自治体の許可を受けるなどの要件がある。市街地は原則禁止で、警察官職務執行法に基づくケースや、刑法の「緊急避難」に当たる場合に限られている。

改正案は人の日常生活圏に現れ、危害を及ぼす恐れの大い「危険鳥獣」を新設し、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを想定。①住居や乗り物などに侵入するか、その恐れが大きい②危害防止が緊急に必要③銃猟以外では的確、迅速な捕獲が困難④住民に弾丸が当たるとの恐れがない⑤の要件を満たせば、市町村長が緊急銃猟の可否を判断。一定の技能を持つハンターらに委託する。

必要なら市町村長が通行制限や避難指示を実施。人員やノウハウが足りなければ、都道府県知事に応援を要請できる。助言や夜間の照明、車両運転などを想定している。建物に弾が当たるとした場合、ハンターではなく市町村長が損失を補償。けが人もハンターの責任が問われない仕組みを関係省庁で調整する。

【問1】 現行の鳥獣保護管理法では、市街地での銃猟はどのように定められている？

【問2】 鳥獣保護管理法改正案で、「危険鳥獣」として想定しているのは？

【問3】 鳥獣保護管理法改正案では、「緊急銃猟」がどのように改正されようとしている？

